



「産業系サイバーセキュリティ推進センター（仮称）」の
設立推進に関する支援業務」に係る事前確認公募

公 募 要 領

2016年11月8日

独立行政法人情報処理推進機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、「産業系サイバーセキュリティ推進センター（仮称）」の設立推進に関する支援業務について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続に移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 契約の概要

(1) 名称

「産業系サイバーセキュリティ推進センター（仮称）」の設立推進に関する支援業務

(2) 契約期間

契約締結日より 2017 年 7 月 31 日（月）

(3) 概要

「産業系サイバーセキュリティ推進センター（仮称）」の設立に向けて（一部のセンター機能は 2017 年 7 月より前に業務開始させることを目標とする）、設立推進プロジェクト運営管理業務及び設立推進管理業務、教育プログラム設計業務、受講者募集業務、及び教育施設整備導入業務の支援を行う。

具体的な業務の内容については、別紙「事業内容（仕様書）」参照のこと。

2. 応募要件

(1) 応募者は、法人格を有していること。

(2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(4) 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。

(5) 平成 28・29・30 年度競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。

(6) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。

(7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(8) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。

(9) 守秘性に関する要件

本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

(10) 業務実施体制及びスキルに関する要件

別紙「事業内容（仕様書）」参照のこと。

※応札の制限：本公募要領に示す業務の受注者及び同事業者（同受注者及び同事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社、子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者含む。）については、今後調達が予定されている「教育カリキュラムの実施業務」、「模擬プラント構築の調達」、「教育施設運用の調達」、「教育施設整備導入」案件の入札に参加できません。（仕様書 4.1 及び 4.4 に

記載のとおり、各要件定義書の作成に直接関与するため)

3. 手続き等

(1) 担当部署

応募（提出）先及び問合せ先

独立行政法人情報処理推進機構

IT人材育成本部 担当：片岡、保立

電話番号：03-5978-7536

E-mail：hrd-sangyoukei@ipa.go.jp

住所：〒113-6591 文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 15 階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

※ 受付時間 10:00～17:00（12:30～13:30 は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

「1. 契約の概要」及び別紙「事業内容（仕様書）」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2016年11月18日（金） 15時00分

場所：「3. 手続き等」(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

【提出書類】

- ① 参加意思確認書（様式 1）
- ② 「1. 契約の概要」及び別紙「事業内容（仕様書）」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式自由）
- ③ 最新の納税証明書（その3 の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）の原本又は写し
- ④ 平成28・29・30年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し
- ⑤ 委任状（必要な場合）
- ⑥ 会社概要（様式 2）

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 契約結果等、契約に係る情報については、当機構のウェブサイトにて公表^(注)するものとする。
- (5) 契約条項については、(参考) 契約書(案)を参照のこと。なお、契約条項については契約締結時に調整する場合がある。

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

平成 年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫 殿

提出者 氏
住所
団体名
代表者役職氏名 印
担当者所属役職氏名
連絡先 メールアドレス
TEL
FAX

「産業系サイバーセキュリティ推進センター（仮称）」の設立推進に関する支援業務に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 会社概要

※会社概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)
サイズ:A4 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

2 応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

会社概要 (1/2)

会社名					
代表者氏名		URL			
本社住所	〒				
設立年月	西暦	年	月	主取引銀行	
資本金	百万円		資本系列		
従業員数	人		加盟協会		
会社の沿革：					
.....					
.....					
.....					
主要役員 （非常勤は役職の 前に○印を記す）	氏名	年齢	役職名	担当部門	学歴・略歴
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
主要株主	株主名		持株数	構成比 (%)	貴社との関係
				%	
				%	
				%	
				%	
				%	
関連企業			主要外注先又は仕入先		

会社概要 (2/2)

会社概要に関する担当者連絡先	所在地 〒			
	所属・氏名	TEL :		
		FAX :		
		E-mail :		
業績	期 項目	前々期 (確定) / ~ /	前 期 (確定) / ~ /	今 期 (見込み) / ~ /
	売上高	百万円	百万円	百万円
	営業利益	百万円	百万円	百万円
	経常利益	百万円	百万円	百万円
	資本勘定	百万円	百万円	百万円
	当期末処分利益	百万円	百万円	百万円
	借入残高 (社債、割手含む)	百万円	百万円	百万円
	定期預金残高	百万円	百万円	百万円
主要取引先とその売上高	主要取引先		直近決算時点における売上高	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無		有・無	税金支払い遅滞の有無	
			有・無	

事業内容（仕様書）

1. 件名

「産業系サイバーセキュリティ推進センター（仮称）」の設立推進に関する支援業務」

2. 背景・目的

近年、企業や個人の情報を狙ったサイバー攻撃にとどまらず、プラントやインフラそのものの停止を狙い、制御システム¹まで含めた社会システム全体を標的とするサイバー攻撃のリスクが高まっている。このため、国家として安全・安心な社会を築くために、特に、重要インフラや経済・社会の基盤を支える事業者と国が連携し、対策に取り組む必要がある。既に、海外、特に米国やイスラエルにおいては独自の取り組みにより、政府が高度な人材を養成し、社会インフラ事業者を含めた民間企業への人材の供給源となっている。加えて、その人材の一部が持つ独自の知見がサイバーセキュリティ産業として産業化され、その製品・サービスがマーケットに展開され、政府機関や社会インフラ事業者へ導入されるというエコシステムが確立されている。

日本においては、このような海外と同様のエコシステムは現状構築されていないことから、官民が協調し、サイバーセキュリティへの自律的・継続的な投資がなされる社会システムを構築するためには、サイバー攻撃のリスクについて官民で共通認識を持ち、各企業においては経営層が模擬攻撃等を通じたリスク分析によりサイバー攻撃の脅威を正しく認識し、システム更新・中核を担える人材育成等のセキュリティを高めるための適切な投資を行い、さらに、これらを企業活動における継続的サイクルとして根付かせていくアプローチが肝要である。このような取り組みを推進していくにあたり、産業系サイバーセキュリティの分野で先行する海外（米国、イスラエル、EU等）の専門機関や組織との連携を通じた最新動向の把握や現地企業の取り組みを知ることが非常に重要となる。加えて、2015年に経済産業省と独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）が策定した「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」において強調されているように、経営者を含む経営層のリーダーシップを基にサイバーセキュリティ対策を推進する必要があり、そのためには経営層が経営判断を行うための基礎となるサイバーセキュリティの知見を獲得する機会を設けることも重要である。

そこで、IPAでは、2017年に「産業系サイバーセキュリティ推進センター（仮称）」を設立し、サイバーセキュリティの最新の技術・ノウハウを学ぶ座学のみならず、実践的な模擬攻撃を通じた対策立案までを行うことにより、効果的な防御戦略を構築できる人材を育成するとともに、他業界のセキュリティ責任者や専門家、海外との人脈を形成することにより、総合的なセキュリティ戦略立案を担う人材の育成を推進することとした。

このような背景・目的の下に2017年7月の「産業系サイバーセキュリティ推進センター（仮称）」の設立に向けて（一部のセンター機能は2017年7月より前に業務を開始させることを目標とする。以下同じ。）、設立推進プロジェクト運営管理支援業務及び設立推進管理支援業務、教育プログラム設計支援業務、受講者募集支援業務、及び教育施設整備導入支援業務を行うため、本事業を実施する。

3. 業務概要

3.1. 設立推進プロジェクト運営管理支援業務及び設立推進管理支援業務

「産業系サイバーセキュリティ推進センター（仮称）」の設立推進プロジェクト運営管理業務及び設立推進管理業務の支援を行う。

3.2. 教育プログラム設計支援業務

「産業系サイバーセキュリティ推進センター（仮称）」の全体方針を設計・企画する業務の支援を行う。

¹ 制御システム：工場やプラントの機械や設備などのコントロールを行うために用いられるシステムのこと。

3.3. 受講者募集支援業務

「産業系サイバーセキュリティ推進センター（仮称）」の受講者募集業務の支援を行う。

3.4. 教育施設整備導入支援業務

「産業系サイバーセキュリティ推進センター（仮称）」の教育施設で利用する施設整備の導入業務の支援を行う。

4. 業務内容

4.1. 設立推進プロジェクト運営管理支援業務及び設立推進管理支援業務

4.1.1 設立推進プロジェクト運営管理支援業務

① 課題・リスク管理業務

「産業系サイバーセキュリティ推進センター（仮称）」設立推進プロジェクトにおいて発生する課題の整理を実施し、課題解決に向けた支援を実施する。またリスクを可視化した上でプロジェクトへの影響を管理する。

なお、課題管理表及びリスク管理表を作成することとし、原則として週 1 回提出して、IPA の承認を得ること。ただし、課題・リスク管理上の緊急性等がある場合は、その都度提出し、IPA の承認を得ること。

② 作業工程管理業務

「産業系サイバーセキュリティ推進センター（仮称）」に係る本支援業務全体の作業工程表（スケジュール）を作成する。具体的には、IPA が現在想定している業務内容を基に、請負者が IPA へヒアリングを実施し、2017 年 7 月末までに必要となる作業項目の抽出、及び推進プロジェクト全体の作業工程表を作成する。なお、作成に当たっては、プロジェクトマネジメントの手法である Work Breakdown Structure（WBS）を活用する。

なお、作成した作業工程表は、契約締結後 2 週間以内に提出し、IPA の承認を得ること。

③ プロジェクト運営管理支援業務

4.1.1②で作成した作業工程表を基に、請負者が設立推進プロジェクトの運営管理支援業務を行う。具体的には、作業工程の進捗確認、課題管理、リスク管理、関係者の調整等を実施する。なお、本業務に当たってはプロジェクト運営管理チーム（請負者及び IPA を含む。）を設置して実施を行う。また、効率的なプロジェクト運営管理支援業務を行うために、プロジェクト運営管理経験を踏まえた知見やプロジェクト管理ツールを活用する。

なお、プロジェクト運営管理支援業務に係る業務実施報告書を作成し、2017 年 7 月 31 日までに提出すること。

4.1.2 設立推進管理支援業務

① 教育カリキュラム要件定義書作成支援業務

「産業系サイバーセキュリティ推進センター（仮称）」の各教育カリキュラムの実施については、一部外部への業務委託を行う。本業務では、請負者が各カリキュラムの業務委託の内容を検討、委託内容に関する要件定義書の作成を行い、最終的に IPA の承認を得ることとする。委託事業者が参画した後、請負者は委託事業者と連携し、作業進捗、課題・リスク等の吸い上げと管理を行う。

カリキュラム構成とカリキュラム実施期間は以下を想定している（今後変更となる可能性あり）。なお、本業務の実施に当たっては産業系サイバーセキュリティ分野で先行する海外（米国、イスラエル、EU 等）の専門家の知見を取り入れて実施する。

- ヤング・リーダーズ²向けカリキュラム（1年間。重複あり）

- ITセキュリティ演習
- IT・制御系システム基礎、セキュリティ基礎
- ITセキュリティ演習
- 制御系システムセキュリティ演習
- BCP演習
- 高度セキュリティ技術演習
- 修了演習

- CIO、CISO、セキュリティ管理者向けカリキュラム（1週間）

- 経営層、CEO向けカリキュラム（1、2日間）

なお、各教育カリキュラム業務委託内容の要件定義書は、2017年3月31日までに提出し、IPAの承認を得ること。

② 模擬プラント構築事業支援業務

「産業系サイバーセキュリティ推進センター（仮称）」で検討している模擬プラントの構築事業について、請負者は業務委託の内容を検討し、委託内容に関する要件定義書の作成を行い、最終的にIPAの承認を得ることとする。また、委託事業者が参画した後、請負者は委託事業者と連携し、作業進捗、課題・リスク等の吸い上げと管理を行う。

なお、業務支援に当たって請負者は、重要インフラのセキュリティの確保を目的に2012年に設立された技術研究組合制御システムセキュリティセンター（以下「CSSC」という。）の立上げ及び運営に関する知見を活かして本業務を行うこと。

主な作業内容は以下のとおりである

- CSSCや模擬プラントを保有する国内機関の先行事例に関する情報収集
- 模擬プラントを使用した演習内容の検討
- 演習に必要な模擬プラント構成の検討
- システム利用に関する各制御システムベンダーとの調整
- 演習内容について各講師との調整
- 模擬プラント要件の検討
 - 模擬プラント構成図案
 - 演習モデル案
 - 構築スケジュール案

なお、模擬プラントの要件定義書は、2017年3月31日までに提出し、IPAの承認を得ること。

③ 教育施設運用準備支援業務

「産業系サイバーセキュリティ推進センター（仮称）」の業務開始後の教育施設の運用に関して、請負者は教育施設運用業務の内容精査、運営体制の検討を行い、IPAと協議の上、教育施設の運用設計に係る要件定義書の作成支援を行う。

なお、教育施設の運用設計に係る要件定義書は、2017年3月31日までに提出し、IPAの承認を得ること。

4.1.3 各有識者会議の立上げ支援と運営支援業務

「産業系サイバーセキュリティ推進センター（仮称）」の設立に関して、各分野の有識者、及び業界関係者を交えた会議体の立上げ支援及び会議体の運営支援業務を行う（参画メンバーの招集調整、会議運営に

² ヤング・リーダーズ：企業のセキュリティの今後を担う人材。

関する IPA の支援、及び会議議事録を作成し、IPA の承認を得る。といった作業を含む)。各委員会は、IPA 会議室において 1 か月に 1 回～数か月に 1 回の開催を予定しており、委員に対する委嘱手続き、謝金・交通費等の支払いは IPA が行う。請負者は、作成した会議議事録を会議出席者、及び関係者に展開すること。展開期日、展開方法は別途 IPA と請負者で協議の上確定する。

なお、会議議事録は、開催後 3 営業日以内（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年 12 月 13 日法律第 91 号）第 1 条に規定による休日は除く。）に提出し、IPA の承認を得ること。また、会議体の立上げ支援と運営支援業務に係る業務実施報告書を作成し、2017 年 7 月 31 日までに提出すること。

4.2. 教育プログラム設計支援業務

「産業系サイバーセキュリティ推進センター（仮称）」で実施する教育プログラムの全体方針について、請負者は現在 IPA 内で検討されている内容に関して、IPA に現状の確認を行い、IPA と協議の上、請負者にて調査を実施すること。なお、調査については、海外のサイバーセキュリティ人材育成に関する調査（米国 2 回、イスラエル・EU1 回）を含むものとして、海外調査結果報告書を取りまとめ IPA に提出すること。

これらの調査を基に、請負者は、育成人材像初期案とカリキュラム全体像案、コンピテンシー設計案を行い、教育モデル案として取りまとめる。

その後、請負者は、作成した教育モデル案について、IPA 及び「産業系サイバーセキュリティ推進センター（仮称）」設置関係者との討議・ブラッシュアップを支援し、最終的に「産業系サイバーセキュリティ推進センター（仮称）」の全体方針である教育プログラムを作成し、IPA の承認を得るものとする。

なお、教育モデル案（育成人材像初期案、カリキュラム全体像案、コンピテンシー設計案）は、取りまとめ後速やかに提出し、IPA の承認を得ること。また、教育プログラム及び海外調査結果報告書は、2017 年 1 月 31 日までに提出し、IPA の承認を得ること。

4.3. 受講者募集支援業務

「産業系サイバーセキュリティ推進センター（仮称）」の教育プログラムを受講する受講者の募集について、請負者は IPA の支援を行う。

請負者の主な作業内容は以下のとおりである。

- 受講者募集マーケティング支援
 - 各種 PR 方法検討、及び募集準備支援
 - 各種イベントへの参加支援
- 受講料についての検討支援
- 参加企業との手続き支援
 - 教育プログラム受講に関する書類作成支援
 - 企業からの問合せ対応
 - 企業からの書類確認支援
 - 受講者募集状況管理

なお、受講者募集支援業務に係る業務実施報告書を作成し、2017 年 7 月 31 日までに提出すること。

4.4. 教育施設整備導入支援業務

4.4.1 教育施設設計支援業務

「産業系サイバーセキュリティ推進センター（仮称）」について、請負者は IPA の教育施設設計支援業務を行う。

- 教育施設選定支援
 - 施設要件の整理
 - 施設候補調査
 - 施設業者参画後のコミュニケーション・調整支援

- 内装デザイン支援
 - 内装デザイン要件定義・内装デザイン業者選定までの作業支援
 - 内装デザイン業者参画後のコミュニケーション・調整支援
- 内装工事・ネットワーク工事関連業務支援
 - 内装工事に必要な申請手続き関連の支援
 - 施設内に必要となるネットワーク工事に必要な申請手続き関連の支援

請負者は IPA、ビル管理会社、内装デザイン会社、内装工事会社、ネットワーク工事会社等の委託先とのコミュニケーションを支援し、プロジェクト全体進捗への影響が無いように課題・リスクの吸い上げ、及び管理を支援する。

なお、教育施設設計支援業務に係る業務実施報告書を作成し、2017年7月31日までに提出すること。

4.4.2 什器・OA 調達支援業務

「産業系サイバーセキュリティ推進センター（仮称）」で必要となる什器・OA 調達品に関して、請負者は品目リスト作成し、それぞれの必要性に関して IPA と協議の上精査を行う。さらに、IPA が調達先決定するまでに必要となる一連の業務に関して、請負者は IPA の業務支援を行い、プロジェクト全体進捗への影響が無いように課題・リスクの吸い上げ、及び管理を支援する。

なお、品目リストは、2017年4月28日までに提出し、IPA の承認を得ること。また、什器・OA 調達支援業務に係る業務実施報告書を作成し、2017年7月31日までに提出すること。

5. 業務に関する留意事項

- ・契約後直ちにキックオフミーティングを開催し、全体的な計画を提示し、IPA と意識をすり合わせること。
- ・本事案は、プロジェクトの早期立ち上げが肝要であることから、あらかじめ業務実施体制を整え、プロジェクト開始日から必要とされるプロジェクトメンバーを投入すること。
- ・作業は IPA の指示に基づき行うものとし、必要に応じて適宜ミーティング等により作業内容の調整を行うこと。
- ・請負者は、各業務について、随時 IPA に報告を行うものとする。
- ・IPA からの各業務報告要求があった際には、速やかに対応すること。
- ・プロジェクト運営管理、運営に必要なインフラについては、プロジェクト開始後に請負者と IPA にて協議して決めること。

6. 事業期間及びスケジュール

スケジュールの詳細については、契約締結後に IPA と協議の上で決定することとする。また、スケジュールに沿って進捗管理を行い、作業の遅延等が生じた際は IPA に報告すること。

6.1. 履行期限

契約締結日から 2017 年 7 月 31 日（月）まで。

7. 業務の実施体制に関する要件

本業務を実施するにあたっては、次の業務実施体制を整えること。

- (1) 実施担当者には、PMO（プロジェクトマネジメント・オフィス）運営経験者を含めて構成すること。
- (2) 8(2) の要件を満たす担当者を、少なくとも 4 名は実施担当者に入れること。
- (3) 業務の役割を定めた実働可能な人数を確保すること。
- (4) 組織として適切な管理・バックアップ体制を整えること。

8. 業務スキルに関する要件

本業務を実施するにあたっては、次の実績及びスキル要件を満たすこと。

(1) 法人としての実績

- ・ 本業務に関係する産学官の有識者へのコネクションを有していること。
- ・ 官民連携による人材育成事業の実績やサイバーセキュリティ支援、教育計画策定、教育・研修支援の実績を有していること。
- ・ 国内外にサイバーセキュリティの拠点をもち、米国、イスラエル、EU 等にあるセキュリティに関する専門機関や組織等とコネクションを有していること。
- ・ 重要インフラセキュリティ、制御セキュリティに関わる業務について、国内外での実務ノウハウを有していること。
- ・ 制御システムセキュリティに関連するベンダーとの豊富なアライアンス、パートナー関係を有していること。
- ・ 様々な産業分野において大規模プロジェクトマネジメントに関する実績・ノウハウを有していること。
- ・ 人材育成のあるべき姿の定義から、人材育成計画策定・施策定義、施策整備・展開・モニタリングまで一貫して支援できる実績を有していること。

(2) 担当者としての実績及びスキル

- ・ 大規模プロジェクトにおける PMO 運営の実績があること。
- ・ 制御システムセキュリティに関する専門的知識を有すること。
- ・ CSSC 設立及び運営に関する知見を有すること。
- ・ 制御システムセキュリティ、及び情報セキュリティに関する専門家との人的コネクションを国内及び海外に有していること。

9. 納入関連

9.1. 納入期限・納入場所

(1) 納入期限

中間納品：2017年3月31日（金）

最終納品：2017年7月31日（月）

ただし、一部の成果物については、別に指定する期限までに提出し、IPAの承認を得ることとする。

(2) 納入場所

〒113-6591 東京都文京区本駒込2丁目28番8号 文京グリーンコートセンターオフィス 15階
独立行政法人情報処理推進機構 IT人材育成本部

9.2. 納入物件

以下の成果物を収めた電子媒体（CD-R等）を納入すること。

項番	納入物件	納入期限
4.1.1①	課題管理表及びリスク管理表	原則として週1回提出※
4.1.1②	作業工程表	契約締結後2週間以内に提出※
4.1.1③	プロジェクト運営管理支援業務に係る業務実施報告書	2017年7月31日
4.1.2①	各教育カリキュラム業務委託内容の要件定義書	2017年3月31日
4.1.2②	模擬プラントの要件定義書	2017年3月31日
4.1.2③	教育施設の運用設計に係る要件定義書	2017年3月31日
4.1.3	会議議事録	開催後3営業日以内に提出※
4.1.3	各有識者会議の立上げ支援と運営支援業務に係る業務実施報告書	2017年7月31日
4.2	教育モデル案（育成人材像初期案、カリキュラム全体	取りまとめ後速やかに提出※

	像案、コンピテンシー設計案)	
4.2	教育プログラム	2017年1月31日*
4.2	海外調査結果報告書	2017年1月31日*
4.3	受講者募集支援業務に係る業務実施報告書	2017年7月31日
4.4.1	教育施設設計支援業務に係る業務実施報告書	2017年7月31日
4.4.2	品目リスト	2017年4月28日*
4.4.2	什器・OA 調達支援業務に係る業務実施報告書	2017年7月31日

* 9.1. ただし書で指定する期限。

9.3. 検収条件

納入物件の内容に関しては、本仕様書に示された条件、項目を満たしているかについて確認を行う。また、品質については「2. 背景・目的」で示された目的を満たすに十分か否かを基準に判断する。

10. 調達予定の案件に係る応札制限

本業務の受注者及び同事業者（同受注者及び同事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社、子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者含む。）については、今後調達が予定されている「教育カリキュラムの実施業務」、「模擬プラント構築の調達」、「教育施設運用の調達」、「教育施設整備導入」案件の入札に参加できません。（仕様書4.1及び4.4に記載のとおり、各要件定義書の作成に直接関与するため）

契 約 書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「産業系サイバーセキュリティ推進センター（仮称）」の設立推進に関する支援業務」に関する請負契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、別紙の仕様書に基づく業務（以下「請負業務」という。）を本契約に従って誠実に実施し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(再請負の制限)

第2条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。

- 2 乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。
- 3 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負させた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

(責任者の選任)

- 第3条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。
- 2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。
- 3 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(納入物件及び納入期限)

第4条 乙は、別紙の仕様書に定めるところに従って、同仕様書所定の間納納入期限までに同仕様書所定の納入物件（以下「中間納入物」という。）を、同仕様書所定の最終納入期限までに同仕様書所定の納入物件（以下「最終納入物」という。）を甲に納入する。

(契約金額)

第5条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。なお、中間納入物に係る対価は金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

(権利義務の譲渡)

第6条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(実地調査)

- 第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。
- 2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

(検査)

- 第8条 甲は、中間納入物及び最終納入物の各々について、第4条の規定により納入物件の納入を受けた日から30日以内に、当該納入物件について別紙仕様書に基づき検査を行い、同仕様書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって直ちに乙に通知する。
- 2 中間納入物及び最終納入物の各々について、前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。
 - 3 中間納入物が本条による検査に合格した場合は、甲は、これを確認するために合格通知書を乙に交付する。
 - 4 請負業務は、最終納入物が本条による検査に合格した日をもって完了とする。この場合、甲は、完了を確認するために請負業務の完了通知書を乙に交付する。
 - 5 第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

(瑕疵の補修)

- 第9条 甲は、前条第3項及び第4項の規定による請負業務の完了日から1箇年以内に中間納入物又は最終納入物に瑕疵その他の不具合（以下「瑕疵等」という。）があることを発見したときは、乙に対して相当の期限を定めて、その瑕疵等を無償で補修させることができる。

(対価の支払及び遅延利息)

- 第10条 甲は、第8条第3項及び第4項の規定による各々の請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。
- 2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号））によって、遅延利息を支払うものとする。

(遅延損害金)

- 第11条 中間納入物及び最終納入物の各々について、天災地変その他乙の責に帰すことができない事由による場合を除き、乙が各納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。
- 2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

(契約の変更)

- 第12条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。ただし、次条による解除権の行使は妨げないものとする。
- 一 仕様書その他契約条件の変更。
 - 二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
 - 三 税法その他法令の制定又は改廃。
 - 四 価格に影響のある技術変更提案の実施。

(契約の解除等)

- 第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に対する通知をもって、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
 - 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、各納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までに完了する見込みがないとき。
 - 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。

- 四 乙が破産宣告を受け、その他これに類する手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 五 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、中間納入物又は最終納入物を納入する見込みがないと甲が認めたとき。
- 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。
- 2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約の全部又は一部を無償解除することができる。
- 4 甲は、第1項第1号乃至第4号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。
- 5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）

- 第14条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った通常かつ直接の損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第5条所定の契約金額を超えないものとする。
- 2 第11条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

（違約金及び損害賠償金の遅延利息）

- 第15条 乙が、第13条第4項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

（秘密保持及び個人情報）

- 第16条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。
- 2 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。
- 3 前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（納入物件の知的財産権）

- 第17条 中間納入物及び最終納入物の各々について、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、本契約の履行過程で生じた発明（考案及び意匠の創作を含む。）及びノウハウを含む産業財産権（特許その他産業財産権を受ける権利を含む。）（以下「知的財産権」という。）は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第8条第3項及び第4項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。
- 2 中間納入物及び最終納入物の各々について、乙又は第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、乙は甲に対して非独占的な実施権、使用权、第三者に対する利用許諾権（再利用許諾権を含む。）、その他一切の利用を許諾したものとみなす。なお、その対価は契約金額に含まれるものとする。
- 3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、中間納入物及び最終納入物の各々について、関する著作人格権、及び当該納入物件に対する著作権法第28条の権利、その他“原作品の著作者／権利者”の地位に

基づく権利主張は行わないものとする。

(知的財産権の紛争解決)

第 18 条 乙は、中間納入物及び最終納入物の各々について、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権（公告、公開中のものを含む。）を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について調査を行い、これを甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の知的財産権に関して権利侵害の紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。）、その費用と責任負担において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。

3 第 9 条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(成果の公表等)

第 19 条 甲は、請負業務完了の日以後、本契約に係る成果を公表、公開及び出版（以下「公表等」という。）することができる。

2 甲は、前項の規定に関わらず、乙の書面による承認を得て、請負業務完了前に成果の公表等を行うことができる。

3 乙は、成果普及のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。

4 乙は、甲の書面による承認を得た場合は、本契約に係る成果を公表等することができる。この場合、乙はその方法、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。

5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を表示しなければならない。

6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(協議)

第 20 条 本契約に定める事項又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

(その他)

第 21 条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第 1 条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

- ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- ニ 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

- 第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。
- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
 - 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
 - 三 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

- 第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
 - 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
 - 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
 - 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

- 第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（再請負契約等に関する契約解除）

第5条 乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

20〇〇年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目28番8号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、請負業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、請負業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者(情報主体を含む)に開示又は提供してはならない。但し、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2 乙は、請負業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3 乙は、請負業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を請負業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。但し、請負業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。

5 乙は、請負業務に関して保管する個人情報(甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む)について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは請負業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は請負業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報に含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。但し、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報に含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2 乙は、前項の記録を請負業務の終了後5年間保存しなければならない。

(再請負)

第10条 乙が甲の承諾を得て請負業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事 故)

第11条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上